

奨学生番号:

奨学生氏名:

所属地区	
学校・課程・学年	
奨学金支給期間	
奨学金種類・金額	

確 約 書

私は、ロータリー米山記念奨学生(以下「奨学生」)に選ばれたことを誇りに思い、ロータリー及び公益財団法人ロータリー米山記念奨学会(以下「奨学会」)の理想とする国際理解と親善と平和の理念のもとに、奨学生としての義務と責任を誠実に果たすことを約束します。ついては、以下のことを理解し、予め承諾します。

- 奨学生の義務である次のことを行います。これらの義務を怠ったときは、正当な事由がない限り、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。
 - 世話クラブの例会に月1回以上出席し、会員との交流に努める。
 - 奨学会、ロータリー地区、世話クラブ又はカウンセラーから連絡を受けたときは、速やかに応答する。
 - 毎年9月及び翌年2月に「米山奨学生レポート」を提出する。
 - 卓話(スピーチ)を依頼されたときは誠実に行う。
 - ロータリー地区及び世話クラブの行事に参加する。
- 奨学生について奨学会が定めた以下の規則を守ります。規則に違反したときは、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。なお、これらの規則の内容は予めオリエンテーションで説明を受けたので、理解しています。
 - 「出国に関する規程」(出国が認められる期間を年間通算60日とし、やむを得ない理由があるときは、「年間通算60日を超える離日申請」を奨学会に提出した場合に限り年間通算90日まで認めるとするもの)
 - 「休学・復学に関する規程」(休学は、兵役等の特別の理由がある場合を除き、185日まで認めるもの)
 - 「留学に関する規程」(留学は、通算185日まで認めるもの)
- 奨学生として、以下の場合は奨学金の支給が終了することを了解します。
 - 在籍校又は奨学生採用時の在籍課程を変更したとき
 - 停学若しくは退学の処分を受け、又は除籍されたとき
 - 学業成績不良により留年したとき
 - 他の機関からの奨学金又はこれと同種の個人に与えられる補助金などを受けたとき(二重受給期間中の奨学金は奨学会へ返済する)
 - 奨学生としてふさわしくない行為があったとき
 - 就職が決定し、正式に就労を開始するとき
 - 在留資格を「留学」(地区奨励奨学生については「研修」及び「文化活動」を含む。)以外に変更したとき、または在留資格を取り消されたとき。ただし、就職を目的に在留資格を変更し、かつ奨学期間中に給与が発生しないときは、これに限らない。「難民」もしくは「避難民」の認定を受けた者は、認定が取り消され在留資格を失ったとき。
 - 奨学期間内に、当該課程を修了したとき又は学位を取得したとき
- 奨学期間終了後もロータリーとの絆を大切に、世話クラブやカウンセラーとの交流を継続します。また、連絡先の変更があったときは、専用サイトから報告します。

20 年 月 日

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中

奨学生署名(日本語でご記入ください)